

上藪、内・中藪、内・下藪、内とて町名とせり。

○森權太夫邸跡

延寶金澤圖に森小左衛門と記載し、其の隣地は山森伊左衛門とあり。元祿六年の土帳にも、森半左衛門、前田備後横山森伊左衛門隣。とあり。又享保九年の土帳には、千二百石森十左衛門圖書橋高。とあり。皆同邸地にて、世々爰に居住せしかど、廢藩の際退去せり。

○森權太夫傳話

武家耳底記に云ふ。大坂陣の節、加賀中納言利常卿の御内森權太夫、十六歳にて小將衆なりしが、先手へ御使に被遣可罷歸處、鐵炮殊之外嚴しかりけるが、小便に下り居度思ひけれども、馬上に居ながら仕たらば、いばりたれたりと笑はれんも口惜しと思ひ、大音あげ、各暫し鐵炮を止め給へ、小便仕たしといへば、矢留めして待つ程に、馬より下り立小便して、さて馬に乗り城中へ向ひ、忝存ず、御影にてゆるりと致したり。さらば打給へとて、靜に乘行く。城中より頻りに打懸け、れども當らず。あつばれば大功の者也と、敵味方感じあへり。利常卿も感じ思召し、加恩過分に

賜はりたりとぞ。藤田安勝筆記に云ふ。眞田丸へ御家の先手攻寄候儀を利常卿御咄被遊。奥村攝津守若氣にて、朝霧深き時分餘り城際へ攻寄せける處、霧次第に晴れ、城より目下に見おろし、散々に鐵炮を打懸候に付、我等の先手崩れけり。其時分森權太夫、其所に後まで残り、うひやつにて候。其後小將頭被仰付由御咄被成。此儀於江戶後藤程乘へも御咄被遊。とあり。又享保紀聞に、森權太夫は松雲公御幼少之時分、御抱守にて御用人也。江戶大火事之時物念にて色々の雜説有りし頃、水戸公より御使者にて、犬千代殿御幼少之事に候間、駒込下の御屋敷は御隣の事にも候間、御越被爲成やうにと被仰越たり。今枝民部初め何れも、一段宜しかるべく、御孫子の事なれば氣遣成事も無之との評議也。權太夫一人のみ、甚だ不可然、大名と云ふものは、御祖父とても油斷のならぬもの也。若し被爲入候はゞ、能きあなたの人質也。中納言被聞召候はゞ、必ず御意に應じ候まじきと云出でければ、何れも尤也とて其意に隨ひ、飛驒守様へも申上げ、成程權太夫申通尤也と仰せられ、其儀止みけりとぞ。又云ふ。森權太夫、脇田丸

兵衛兩人金澤町奉行之時分、犀川邊の鍛冶の家より出火す。年寄中町奉行を呼寄せ、沙汰の限りなる事也。其の屋主牢舎可申付との事也。兩人申しけるは、尤不沙汰に仕る故には候へども、己が家を焼き度て火を鹿抹にする者も無之間、叱り候て牢舎迄には及ぶまじき儀かと存ず。其上侍屋敷より若し出火の時は、閉門にても不被仰付ては成間敷、士は其分、町人は牢舎と有りては如何也と云ふ。横山左衛門は情の強き仁なるゆゑ、いや／＼自餘の町人と違ひ、常に火を取扱ふ職人なれば、以後の爲禁牢可申付といはれけれ共、兩人承引せず。先づ其分にて止みける處、二三日過ぎて津田玄蕃宅より出火しけり。其比奥村壹岐、町奉行兩人に逢ひ、過日の詮議各の勝也。はや玄蕃より出火致したりと被申けると也。又異本微妙公夜話録に、或時本阿彌光悦に御意被成。仕置に出かしたりと思ふ事、一つならでなし。森權太夫と茨木源五左衛門とを寺社奉行にしたり。是は出かしたるかとおもふ也と。光悦畏り、いかゞの御事に御座候哉と申上げ、る處、兩人ながらねばき者共也。出家中公事沙汰に出ても、ねり込み急に埒明さるゆゑ、

難儀がりて、永引詮なしと申分に出るものあるまじと御意被遊。とあり。按ずるに、右寺社奉行を命ぜられしは、慶安元年の事也。今枝直方自記に、或人の曰く、森權太夫といふ小姓頭あり。後は雲といふ。江戶に於て脇指を一腰買ひしに、目貫以外能きゆゑ、後藤程乘に見せければ、家彫のよし申すに付いて、是雲媒を以て彼目貫を賣手に返す。賣主浪人なるゆゑ、是は銀子五六枚も仕るもの也、是にても牢人の便には成可申候とて返しければ、彼牢人いかう悦びしと云々。追加に云ふ。森が親類佐藤成禮曰く、此事よりして以後、互に心安く申通じける處、或時森權太夫俄に御國へ被遣事有りけるに、銀子を貸る人もなく、國よりは取寄難く、甚だ難儀の處、彼浪人見廻りかゝり、此由を聞き、何卒才覺せんとて歸りけるが、何とか仕たりけん、金百兩を求め來り、此度の事ゆゑ才覺仕たり、早々返辨給へと云ふ。權太夫此金子を得、無滞歸國し、追付飛脚を仕立て返辨す。先年の餘慶灼然也と云々。また町觀小説に、森權太夫小姓頭相勤め、江戶に相詰居たる比、陽廣公將軍家よりいんこ鳥といふ鳥を拜領被成、御書院の次間に被